別記様式第10号（第9条関係）

|  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
|  | 旅行命令権者  （理事，部局長） | 部長 | 課長  （事務室長） | 会計担当係長 | 庶務担当係長 | 担当者 |

年　　月　　日

旅行報告書

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 職・氏名 | |  |
| 用務先 | |  |
| 旅行期間 | | 年 　　月 　　日　～　　　 　　年 　　月 　　日 |
| 予算科目 | | 脳神経病理資源活用の疾患病態共同研究 |
| 用務内容及び概要 | | （例）新潟大学脳研究所○○○○○○学分野において，共同研究課題名○○○○○○○○○○○○○○の計画に記載の○○○実験の進行状況を○○教授他〇名と確認するとともに○○○実験を共同で実施した。加えて○○○実験計画に関する実験方法などの情報交換も実施した。今後の当該共同研究の実施に関する方法、日程について調整した。**（例を参考に具体的な用務を3行以上で記載してください）** |
| 主要交通手段 | | □鉄道　　□航空機　　□バス　　□船舶  □公用車　□自家用車　□その他（　　　　　　　　　　　　 　） |
| 宿泊状況 | | 宿泊を伴った場合  　□ 宿泊施設を利用（ホテルなど）  （　　月　　日～　　月　　日：　　　　　　　　　　　　　　　　　　 　 ）  （　　月　　日～　　月　　日：　　　　　　　　　　　 　　　　　　　　 ）  　□ 自宅　□知人宅□ その他（　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　） |
| 内国旅行 | 主要交通手段利用による添付書類等 | 航空機を利用した場合  　□ 領収書　□ 航空券の半券  　□ パック旅行を利用した場合  　　 パック代金に含まれる食事代（□ 食事なし　□ 朝食付　□ 夕食付）  自家用車を利用した場合  　□ 走行距離（約　　キロ）  　□ 領収書  ※ やむを得ない理由によりレンタカー，タクシー，高速道路又は駐車場を利用した場合やガソリン代を立て替えた場合は，領収書を添付すること |
| その他の添付書類 | □ その他（　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　） |
| 外国旅行 | 主要交通手段利用による添付書類等 | □ 領収書  □ 航空賃の内訳がわかる書類（見積書，Eチケットお客様控え等）  □ 航空券の半券 |
| その他の添付書類 | □ その他（　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　） |
| 本学の経費以外からの旅費支給の有無 | | □ なし  □ 全額支給あり  □ 一部支給あり（　　　 　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　）  　※ 一部支給がある場合は支給内容を具体的に記載すること |
| 備考 | |  |

※ 旅行完了後2週間以内に旅費担当者へ提出すること。

※ 訪問先等から宿泊，移動手段の提供を受けた等で宿泊費，交通費の実費負担が生じなかった場合は、備考欄にその内容を記載すること。

「旅行報告書」は，旅行の事実を報告するとともに，その内容に基づいて旅費が支払われる根拠となるものです。故意または重大な過失により事実と異なる報告がなされた場合には研究費等の不正使用に該当し，旅費の返納，各種競争的資金の申請の制限及び懲戒処分の対象となることがあります。

「旅行報告書」は，旅行の事実を報告するとともに，その内容に基づいて旅費が支払われる根拠となるものです。故意または重大な過失により事実と異なる報告がなされた場合には研究費等の不正使用に該当し，旅費の返納，各種競争的資金の申請の制限及び懲戒処分の対象となることがあります。

「旅行報告書」は，旅行の事実を報告するとともに，その内容に基づいて旅費が支払われる根拠となるものです。故意または重大な過失により事実と異なる報告がなされた場合には研究費等の不正使用に該当し，旅費の返納，各種競争的資金の申請の制限及び懲戒処分の対象となることがあります。

「旅行報告書」は，旅行の事実を報告するとともに，その内容に基づいて旅費が支払われる根拠となるものです。故意または重大な過失により事実と異なる報告がなされた場合には研究費等の不正使用に該当し，旅費の返納，各種競争的資金の申請の制限及び懲戒処分の対象となることがあります。

上記について十分理解したうえで，報告内容に事実と相違ありません。

　（旅行者自署）　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　国立大学法人新潟大学　2019年4月制定　5年保存

別記様式第10号（第9条関係）

|  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
|  | 旅行命令権者  （理事，部局長） | 部長 | 課長  （事務室長） | 会計担当係長 | 庶務担当係長 | 担当者 |

年　　月　　日

【記載例】 旅行報告書

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 職・氏名 | | ○○大学大学院医学研究科　教授　新潟　太郎 |
| 用務先 | | 新潟大学脳研究所 |
| 旅行期間 | | 令和 元年 6 月 22 日　～　令和 元年 6 月 23 日 |
| 予算科目 | | 脳神経病理資源活用の疾患病態共同研究 |
| 用務内容及び概要 | | （例）新潟大学脳研究所○○○○○○学分野において，共同研究課題名○○○○○○○○○○○○○○の計画に記載の○○○実験の進行状況を○○教授他〇名と確認するとともに○○○実験を共同で実施した。加えて○○○実験計画に関する実験方法などの情報交換も実施した。今後の当該共同研究の実施に関する方法、日程について調整した。**（例を参考に具体的な用務を3行以上で記載してください）** |
| 主要交通手段 | | □鉄道　　■航空機　　□バス　　□船舶  □公用車　□自家用車　□その他（　　　　　　　　　　　　 　） |
| 宿泊状況 | | 宿泊を伴った場合  宿泊証明書は必要ありません。  　■ 宿泊施設を利用（ホテルなど）  （6月22日～　6月23日：ホテル日航新潟　　　　　　　　　 　　　　　）  （　　月　　日～　　月　　日：　　　　　　　　　　　 　　　　　　　　）  　□ 自宅　□知人宅□ その他（　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　） |
| 内国旅行 | 主要交通手段利用による添付書類等 | 航空機を利用した場合  　■ 領収書　■ 航空券の半券  　□ パック旅行を利用した場合  　　 パック代金に含まれる食事代（□ 食事なし　□ 朝食付　□ 夕食付）  自家用車を利用した場合  領収書と航空券の半券は，原本を郵送でお送りください。  　□ 走行距離（約　　キロ）  　□ 領収書  ※ やむを得ない理由によりレンタカー，タクシー，高速道路又は駐車場を利用した場合やガソリン代を立て替えた場合は，領収書を添付すること |
| その他の添付書類 | □ その他（　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　） |
| 外国旅行 | 主要交通手段利用による添付書類等 | □ 領収書  □ 航空賃の内訳がわかる書類（見積書，Eチケットお客様控え等）  □ 航空券の半券 |
| その他の添付書類 | □ その他（　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　） |
| 本学の経費以外からの旅費支給の有無 | | ■ なし  □ 全額支給あり  □ 一部支給あり（　　　 　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　）  　※ 一部支給がある場合は支給内容を具体的に記載すること |
| 備考 | |  |

※ 旅行完了後2週間以内に旅費担当者へ提出すること。

※ 訪問先等から宿泊，移動手段の提供を受けた等で宿泊費，交通費の実費負担が生じなかった場合は、備考欄にその内容を記載すること。

「旅行報告書」は，旅行の事実を報告するとともに，その内容に基づいて旅費が支払われる根拠となるものです。故意または重大な過失により事実と異なる報告がなされた場合には研究費等の不正使用に該当し，旅費の返納，各種競争的資金の申請の制限及び懲戒処分の対象となることがあります。

「旅行報告書」は，旅行の事実を報告するとともに，その内容に基づいて旅費が支払われる根拠となるものです。故意または重大な過失により事実と異なる報告がなされた場合には研究費等の不正使用に該当し，旅費の返納，各種競争的資金の申請の制限及び懲戒処分の対象となることがあります。

「旅行報告書」は，旅行の事実を報告するとともに，その内容に基づいて旅費が支払われる根拠となるものです。故意または重大な過失により事実と異なる報告がなされた場合には研究費等の不正使用に該当し，旅費の返納，各種競争的資金の申請の制限及び懲戒処分の対象となることがあります。

「旅行報告書」は，旅行の事実を報告するとともに，その内容に基づいて旅費が支払われる根拠となるものです。故意または重大な過失により事実と異なる報告がなされた場合には研究費等の不正使用に該当し，旅費の返納，各種競争的資金の申請の制限及び懲戒処分の対象となることがあります。

上記について十分理解したうえで，報告内容に事実と相違ありません。

　（旅行者自署）　　　　　新潟　太郎　　　　　　国立大学法人新潟大学　2019年4月制定　5年保存